

一般社団法人日本スラックライン連盟

スポーツ団体ガバナンスコード

第1章 総則

第1条(目的)

本コードは、一般社団法人日本スラックライン連盟(以下「当連盟」という。)が、スラックラインスポーツの普及および発展を推進する上で、透明性、公正性および説明責任を確保し、競技者、指導者、会員をはじめとする関係者の信頼を高めることを目的とする。

第2条(基本原則)

当連盟は、以下の基本原則に基づき組織運営を行うものとする。

1. 公益性の確保
2. 競技者、指導者および会員の安全と健康の最優先
3. 透明性および説明責任の徹底
4. コンプライアンス(法令遵守)の徹底
5. 多様性および包摂性(インクルーシブ)の尊重

第2章 組織ガバナンス

第3条(意思決定の透明性)

当連盟は、理事会および各種委員会の議事録を作成・保存し、必要に応じて公表するものとする。また、重要事項の決定に際しては、会員および加盟団体を含む関係者に対して説明責任を果たす。

第4条(理事および役員の構成)

1. 理事および役員の選任にあたっては、多様性(性別、年齢、地域、競技経験等)を確保する。
2. 理事の過半数は、特定の利害関係から独立した立場とする。
3. 理事の任期および再任に関しては、適切な任期制限を設け、新陳代謝を図る。

第5条(監査体制)

1. 監事は理事会とは独立した立場を保ち、監査機能を適切に果たす。
2. 監事は、財務および業務執行状況について毎事業年度監査を実施し、その結果を理事会および総会に報告するとともに、必要に応じて公表する。

第3章 コンプライアンスおよび倫理

第6条(法令遵守および倫理規範)

1. 当連盟の役員、職員、競技者、指導者、会員その他関係者は、すべての法令および規則、倫理規範を遵守する。
2. ハラスメント(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントその他のあらゆる差別行為)の防止および撲滅に努める。

第7条(内部通報制度)

1. 不正行為、ハラスメント等の早期発見および是正を目的とした内部通報制度を設置する。
2. 通報者の保護を徹底し、通報による不利益取扱いを行わない。

第4章 競技者、指導者および会員中心の運営

第8条(競技者、指導者および会員の保護)

1. 競技者、指導者および会員の安全および健康を最優先事項とし、安全に関する規程および指針を整備する。
2. 未成年者に関する保護指針を別途定め、その遵守を徹底する。

第9条(意見の反映)

当連盟は、競技者委員会および指導者・会員を含む意見表明の場を設置し、関係者の意見を理事会等の意思決定に適切に反映させる体制を構築する。

第5章 財務および情報公開

第10条(財務の透明性)

1. 当連盟は、毎事業年度の予算および決算を作成し、会員および関係者に公表する。
2. 財務に関する報告は、わかりやすく整理し、必要に応じて説明会を実施する。

第11条(情報公開)

当連盟は、定款、事業計画、事業報告、重要な意思決定に関する資料等、運営に係る重要情報を原則として公開するものとする。

第6章 多様性および地域連携

第12条(多様性の推進)

1. 性別、年齢、障がいの有無、国籍、ライフスタイル等にかかわらず、すべての人々がスラックラインを楽しめる環境を整備する。
2. 女性役員の積極的登用等、組織における多様性の実現に向けて具体的な取り組みを推進する。

第13条(地域および社会との連携)

地域社会、自治体、教育機関およびその他の関係団体と連携し、スラックラインの普及および振興に努める。

第7章 改定および施行

第14条(改定)

本コードは、社会情勢の変化、法令の改正、ガバナンスに関する最新の動向等に応じて、理事会の決議により隨時見直しおよび改定することができる。

第15条(施行)

本コードは、2023年1月20日より施行する。

付則

本ガバナンスコードの運用にあたっては、別途「倫理規程」、「ハラスメント防止規程」、「内部通報規程」およびその他必要な細則を定め、これらを遵守するものとする。

制定 2023年1月20日

一般社団法人日本スラックライン連盟

理事長 小倉 一男